

委託業務特記仕様書

1 委託名

令和7年度建築物集合地域通過道路等指定検討調査業務

2 趣旨・目的

本調査業務は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）第5条第3項第2号の規定に基づく建築物集合地域通過道路等の指定に向けた検討を行うために、緊急輸送道路沿いで一定の高さを超えた倒壊の恐れのある既存ブロック塀等の個所数を調査する。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年2月27日まで

4 作業条件

本業務にあたり受注者の条件は次のとおりとし、入札参加資格確認申請日までにすべての条件を満たし、それを証明する資料を提出するものとする。

- (1) 平成31年4月1日から令和7年6月30日までの間に、沖縄県が発注した※類似業務の完了実績があること。
- (2) 沖縄本島内に作業体制を有していること。

本業務について発注者及び関係各所と受注者は随時の調整を必要とするため、受注者は沖縄本島内に本店、支店又は営業所を有していること。

- (3) 情報保全体制について認証を受けていること。

業務上知り得た個人情報含む各種情報および貸与資料の保全のため受注者は公告日までに「一般財団法人日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク」又は「ISO/IEC 27001 ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」のいずれかの認証を受けていること。

- (4) 必要な作業環境を構築していること。

本業務で利用するデータはGIS（Shape形式）で、使用するGISソフトはQGISであり、必要なライセンスの調達を含め受注者の負担で作業環境を整備していること。

※類似業務とは、以下の様な調査業務を指す。

- ・都市計画、都市防災に関する基礎調査、台帳整備等の業務
- ・建築物の耐震に関する調査業務

5 業務内容

(1) 計画準備

(2) 沖縄県緊急輸送道路沿い既存ブロック塀等（組積造、補強CB造の塀）の対象調査（第2次緊急輸送道路、3次緊急輸送道路のみ対象）

①沖縄県緊急輸送道路沿いに立地する通行障害既存耐震不適格建築物の対象となる既存ブロック塀等（組積造、補強CB造の塀）の全数調査

- ・調査対象既存ブロック塀等は、長さ8mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるものであること。
- ・例として、道路幅員10mに接している既存ブロック塀等の場合の対象高さは、 $(10 \div 2) \div 2.5 = 2\text{m}$ を超えるもの。
- ・調査方法は現場計測を必須としない。ブロック塀の高さと長さに関しては、簡易計測と

して、1個あたりのブロックの高さと長さを設定し、それを基に高さと長さを判断してもよい。（これに変わる有効手段があれば協議対象とする。）

道路幅員に関しては、道路管理者に確認し、道路台帳等で判断してもよい。（これに変わる有効手段があれば協議対象とする。）

- ・上記で判断できない場合は、必要に応じて現地確認を行うこと。（これに変わる有効手段があれば協議対象とする）
- ・根拠資料（著作権関係に注意すること）は測定方法によらず添付すること。

②①の全数調査より対象となる沖縄県緊急輸送道路沿い既存ブロック塀等（組積造、補強CB造の塀）の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事の概算費算出と県補助額、国補助額、事業者負担額の内訳の作成

(3) 令和6年度成果品ブロック塀等更新作業（(2)の調査内容を反映）

①GISデータ（Shapeファイル形式）の更新

6 関係法令等の遵守

本調査業務を実施するに当たっては、本特記仕様書のほか、耐震改修促進法や関係法令等を遵守しなければならない。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意すること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 関係書類の整備・保存

委託業務の実施に当たっては、業務により作成又は提供された関係書類を適切に保管すること。尚、保管期間は5年間とする。

(5) 関係書類の権利

本業務により作成した関係書類の著作権、使用権等の諸権利は、原則発注者のものとする。

(6) 旅費

5（2）①を目的とした調査に係る旅費については、沖縄一久米島、沖縄一宮古島及び沖縄一石垣島の往復旅費（2泊3日、宿泊費含む）を1回×2名＝¥195,974（税抜）を計上している。調査日数の変更等がある場合は、事前に計画書を調査員に提示し、変更増減額の協議を行う事ができる。

(7) レンタカー代

5（2）①を目的とした調査に係るレンタカー代については、¥81,394（税抜）を計上している。調査日数の変更等がある場合は、事前に計画書を調査員に提示し、変更増減額の協議を行う事ができる。

8 協議

本仕様書に明示なき事項、または業務上で疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議すること。

9 報告及び成果物

(1) 着手時【発注者からの承認を得ること】

- ①着手届
- ②工程表
- ③業務計画書

(2) 月報（毎月5日までに提出）

- ①事業実施状況報告書（事業報告書、業務実施報告書）

(3) その他（随時）

- ①業務打合せ簿

(4) 完了時

- ①完了報告書
- ②引渡書
- ③報告書

- ・沖縄県緊急輸送道路沿い既存ブロック塀等（組積造、補強C B造の塀）の対象調査（第2次緊急輸送道路，3次緊急輸送道路のみ対象）
- ・令和6年度成果品ブロック塀等更新データ

10 打合せ等

本調査業務の実施に当たっては、発注者と受注者は着手時、中間時（2回）、完了時に打合せ協議を行うこととする。なお、発注者又は受注者の一方が必要な場合は可能な限り速やかに双方が調整し随時打合せ協議に応じることとする。受注者は打合せ協議後には速やかに打合せ記録簿を作成するとともに発注者に提出し、発注者の承認を得た上で発注者と受注者がそれぞれ保管する。

11 成果物

- (1) 報告書 2部（製本サイズは発注者と協議する。（A3 又は A4 を想定））
- (2) 上記(1)に係る電子記録媒体 一式
- (3) 上記(1)GISデータ（Shape ファイル形式）
- (4) 4 (2)②の費用算出データ（県補助額、国補助額等の割合が簡易に変更できる仕様のデータ提出（Excel ファイル形式等））
- (5) その他作成過程に必要な調査及び関係機関等との協議・調整資料一式

12 成果物の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。